

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1294号)

平成27年4月10日

横情審答申第1294号

平成27年4月10日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成26年9月12日建市第1425号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月日に建築局市営住宅課に電話した時の録音データ」の個人情報
非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定年月日に建築局市営住宅課に電話した時の録音データ」の個人情報非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定年月日に建築局市営住宅課に電話した時の録音データ」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年8月12日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）から建築局住宅部市営住宅課（以下「市営住宅課」という。）に電話があった際に、申立人が居住する市営住宅を管理する指定管理者の対応に罰則を科すことを求める要求があった。これに対し、是正指導した旨を申立人に伝えたところ、当該指導の内容に納得してもらえず、申立人は受話器を耳元から離さなければならぬほどの大きな声で話を始めた。話を聞き漏らして上司への報告に誤りがあるといけないと判断し、申立人に会話内容を録音する旨の了解を得た上で、録音した。
- (2) 本件個人情報については、電話終了後に市営住宅課で内容を確認し、上司への報告も終えたことから保存の必要はないものと判断したため、条例第9条第3項の規定により確実に速やかに消去した。

したがって、本件個人情報は、消去済みであり保有していないため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のとおり要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。申立人は録音することを承諾したのに、消去するのであれば、最初から録音をすべきではない。
- (2) 申立人は、苦情電話に対応した職員と口論となり、大きな声になっていき、その後、当該職員が録音をすと言い出したので、構わないと言った。そのとき職員からは、個人情報を取得するときの利用目的の明示はなく、上司への報告のための録音であることの説明もなかった。
- (3) 申立人が市営住宅課に電話をした目的は、指定管理者に電話をした際、営業時間にもかかわらず、つながらなかったからである。申立人は指定管理者と修繕について話す必要があったため、困っていた。実施機関は非開示理由説明書で、罰則を科すことを求める要求があったと主張しているが、申立人は、指導、勧告、助言、立入検査をした方がよいのではないかと申すだけであった。

市営住宅課に電話をした同日の午後、録音データの本人開示請求をするために市営住宅課を訪問したところ、応じてもらえず、市民からの提案を行うよう案内された。結局、後日区役所にて本人開示請求をすることとなった。

実施機関は会話を録音したと言っているが、申立人は、録音はしていないと考えている。

5 審査会の判断

(1) 市営住宅に関する問合せについて

市営住宅の管理業務を行う指定管理者の指導は、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）に基づき「市営住宅、その共同施設等の管理及び処分に関する事」として、市営住宅課が所掌している。市営住宅課では、日常の業務として、市営住宅の募集方法、入居中の各種手続などの問合せのほか、居住者からの相談苦情などについて電話等により対応している。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、申立人から市営住宅課に電話があった際、市営住宅課にて会話内容を録音し、電磁的記録として保存した録音データである。

(3) 本件個人情報の不存について

ア 実施機関は、本件個人情報は消去済みであり保有していないと主張しているため、当審査会では、平成27年1月23日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 電話があった当時、申立人はかなり興奮していたようであった。申立人が

話している内容を正確に聞き取らなければならないと対応していた職員が判断し、申立人の了解を得た上で、会話を録音した。録音することは、行政対象暴力があった場合に確認するためのものでもあった。

- (イ) 申立人との会話が終わったのは午前11時40分頃であり、すぐに対応した職員と担当係長が本件個人情報の内容を確認した。大きな声ではあるものの、行政対象暴力に該当するようなものではなく、したがって、本件個人情報を持ち続ける必要はないと考えた。その後、内容について課長に口頭で報告した上で、本件個人情報は消去した。同日の午後、申立人が来庁した際には、本件個人情報は消去済みであった。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のとおり判断する。

- (ア) 実施機関は、申立人との会話を録音した理由について、申立人が話している内容を正確に聞き取らなければならないと判断したこと、また、行政対象暴力があった場合の確認のために必要であったと説明している。さらに、録音データを消去した理由について、録音内容を確認した結果、申立人の主張を正確に聞き取っており、また、大きな声ではあるが行政対象暴力に該当するものではないことから、課長への報告も終えた後に本件個人情報を持ち続ける必要はないと判断したと説明している。

- (イ) 条例第9条では、保有個人情報の適正な維持管理の確保及び保有する必要がなくなった保有個人情報の確実かつ速やかな廃棄又は消去について定めている。

当審査会が確認したところ、本件個人情報に係る保存期間についての規定の存在は認められず、また、実施機関が録音内容から、申立人が実施機関に電話で伝えたかった内容は把握し、また、行政対象暴力ではないことを確認した上で、上司への報告も終えたということであれば、当審査会としても、本件個人情報は長期にわたり保存するようなことは適切ではなく、速やかに廃棄すべきものとする。

よって、本件個人情報の内容を確認した上で、本件個人情報は不要であると判断し、直ちに消去したという実施機関の説明は、是認できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年9月12日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成26年9月18日 (第176回第三部会) 平成26年9月25日 (第255回第一部会)	・諮問の報告
平成26年10月1日	・異議申立人から意見書を受理
平成26年10月10日 (第260回第二部会)	・諮問の報告
平成26年12月12日 (第262回第二部会)	・審議
平成27年1月9日 (第263回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年1月23日 (第264回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成27年2月6日 (第265回第二部会)	・審議
平成27年3月2日 (第266回第二部会)	・審議